

巴川流域麻機遊水地自然再生協議会について

静岡市中心部の北部にある麻機遊水地は、二級河川巴川総合治水対策事業の一環として、出水時には洪水を調節し、普段は多目的に利用できる空間として整備が進められている。整備に伴い、大昔の麻機沼に生息していたハスの種が発芽し繁茂するほか、全国最大のミズアオイの自生地であり、タコノアシ、オオアブノメをはじめ、絶滅危惧種が多く生息している。平成 13 年 10 月には環境省の「日本の重要湿地」に指定された。

NPO、地域住民、小中学校による環境教育・環境学習の場として利用されるとともに、草刈等の愛護活動も活発に行なわれているが、湿生植物の異常繁茂等が原因とみられる湿地の陸地化が進行しており、また、盛んな愛護活動にも関わらず、ゴミ等の不法投棄が後を絶たない。

平成 15 年 1 月に「自然再生推進法」が施行されたことを受け、平成 16 年 1 月に自然再生推進法に基づく「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」を設立。

第 1 回自然再生協議会（平成 16 年 1 月 29 日）

- ・ 国土交通省の地元機関、静岡県、静岡市、NPO、専門家等が参画して協議会を設立。
- ・ 構成員は学識者 2 名、団体 17 団体、個人 18 名、行政関係者 7 名で構成。
- ・ 全体構想を策定するための策定部会を設置。

第 2 回自然再生協議会（平成 16 年 8 月 11 日）

- ・ 麻機遊水地の水質についての報告

第 3 回自然再生協議会（平成 17 年 1 月 28 日）

- ・ 策定部会の活動についての報告
- ・ 構成員に団体 2 団体が追加され 19 団体へ

第 4 回自然再生協議会（平成 17 年 12 月 16 日）

- ・ 策定部会の活動についての報告
- ・ 関連する巴川遊水地第 4 工区浄化対策検討委員会での検討状況報告

第 5 回自然再生協議会（平成 19 年 3 月 1 日）

- ・ 策定部会の活動についての報告
- ・ 構成員は学識者 6 名、団体 25 団体、個人 18 名、行政関係者 7 名に変更。
- ・ 「自然再生全体構想（案）」について



多摩川源流域における自然再生の取組について

多摩川源流域に位置する山梨県^{こすげむら}小菅村は、森林率が95%と高いが、その過半を占める民有林の約6割が昭和30～40年代に植林された人工林であり、十分な手入れが行われていないものが多い。

平成13年4月に「多摩川源流研究所」が設立（小菅村の財団法人の中の一組織。事務局は小菅村源流振興課内）。

多摩川源流研究所において、荒廃した人工林の再生、源流文化再構築、景観形成等を行う「多摩川源流再生プロジェクト事業」を構想。

当該事業を推進するため、自然再生推進法に基づき、平成16年3月に「多摩川源流自然再生協議会」を設立（事務局は小菅村・多摩川源流研究所）。現在、全体構想策定に向けて検討中。

多摩川源流研究所においては、平成15年度から「森林再生プロジェクト」としてボランティアを募り、東京農業大学と北都留森林組合の指導と協力を得て、小菅村内の人工林（民有林）の除間伐や枝打ち等を実施。

第1回自然再生協議会（平成16年3月5日）

- ・林野庁、国土交通省河川局(京浜工事事務所)、山梨県庁、NPO、専門家等が参画して協議会を設立

第2回自然再生協議会（平成16年6月30日）

- ・協議会委員による現地調査、全体構想策定に向けた意見交換等を実施

第3回自然再生協議会（平成17年3月25日）

- ・全体構想策定に向けた意見交換等を実施
- ・部会の設置について了承（源流景観、森林再生、源流文化の3部会）

第4回自然再生協議会（平成17年7月7日）

- ・全体構想策定に向けた意見交換等を実施。東京電力(株)が委員として参加

第5～8回自然再生協議会（平成17年11月、18年3月、7月、19年2月）

- ・全体構想（案）についての議論、現地検討会等を実施。

大阪府岸和田市^{こうのやま}神於山における自然再生の取組について

神於山は岸和田市の都市近郊に位置する里山であり、地域のシンボリックな存在しかし、近年、マツクイムシ被害の発生や人との関わりの減少による管理放棄等によりモウソウチクが繁茂拡大するなど里山環境が悪化

大阪府岸和田市が事務局となり、平成15年9月に「神於山保全活用推進協議会」を設置。平成16年5月に自然再生推進法に基づく自然再生協議会に移行。

平成16年10月に「神於山地区自然再生全体構想」を策定。平成17年6月に大阪府及び神於山保全くらぶ(ボランティア団体)が作成した「自然再生事業実施計画」を了承

大阪府において、平成16年度より区域内の水土保全機能が低下した土砂流出防備保安林を対象に、自然再生全体構想との整合を図りつつ、治山事業(林野庁補助：生活環境保全林整備事業)を実施

また、岸和田市において、平成15年度より緊急雇用対策事業を活用して、タケの除去作業や植生調査を実施

「神於山保全くらぶ」による保全活動(タケの除去等)、「大阪府漁連青年部」「シャープ株式会社」による森づくり活動、「春木川をよくする市民の会」による定期的な清掃活動が実施されるなど、多様な主体が保全活動に関与

第1回神於山保全活用推進協議会(平成16年5月25日)

- ・全国で5番目の自然再生協議会として位置づけ
- ・部会にて自然再生全体構想について検討【3回開催】

第2、3回神於山保全活用推進協議会(平成16年7月16日、10月21日)

- ・自然再生全体構想案の討議・了承
- ・全体構想に基づき自然再生事業実施計画案について協議【4回開催】

第4回神於山保全活用推進協議会(平成17年6月1日)

- ・大阪府及びボランティア団体による自然再生事業実施計画案の討議・了承

第5～7回神於山保全活用推進協議会(平成17年8月29日、10月26日、3月8日)

- ・保全事業計画、神於山まつり、神於山再生シンポジウム実施計画について討議・了承

H18年度第1、2回神於山保全活用推進協議会(平成18年6月、平成19年3月)

- ・17年度事業報告及び18年度事業計画等について討議・了承

「神於山地区自然再生全体構想」について

自然再生の対象区域として、岸和田市神於山全域(約180ha)が対象

神於山における課題として、「放置竹林の拡大」「防災や水源かん養機能の低下」「歴史・文化的側面の希薄化」を指摘

自然再生理念として「森・川・海のつながり」「人と自然・人と人とのつながり」「里山とまちとのつながり」の3つを提示

自然再生目標のうち長期的目標(100年後の目標)として「里山の再生」を掲げ、「自然植生の保全と回復」「活力ある森の再生」「市民が親しめる自然の再生」の3つの方向性を提示

当面の目標(今後10年で取り組むべき目標)として「竹林の適正な整備」を掲げ、「竹林の拡大防止」「竹林の適正な管理」「タケの利活用の推進」の3つの方向性を提示

「神於山地区生活環境保全林自然再生事業実施計画」について

対象区域は、神於山のうち岸和田市有林を中心とした3.7ha(保安林)

実施主体は、大阪府泉州農と緑の総合事務所、神於山保全くらぶ

基本方針は、「地域住民やボランティアが維持管理可能な活力ある森林再生」

具体的な事業内容

荒廃森林のタイプ別整備

- ・タケ優先林(約7ha)：林種転換による目標林への誘導
- ・クズやササのヤブ状地(約3ha)：林種転換による目標林への誘導
- ・荒廃密生林(約18ha)：本数密度調整により健全な林に誘導
- ・自然誘導林(約7ha)：現況林を維持

付帯施設の設置

- ・森林の維持・管理を行う作業歩道などの付帯施設を含めた施設整備

モニタリング

- ・再生された自然環境のモニタリング調査
- ・タケの利活用による自然再生モニタリング調査

かしばる 檜原湿原地区自然再生協議会について

檜原湿原は佐賀県の北部に位置し、標高 591m、面積 121ha であり、氷河期の残存植物等の希少な動植物が生育・生息している。

近年、水量の減少、土砂等の堆積、及び人・葦の湿地侵入等により、保全状況が悪化し、昭和 28 年頃と比較すると数種類の植物が確認できなくなり、株数も減少している。

平成 14 年度から、自然生態系の保全・再生にむけた計画策定のための調査を実施。

平成 16 年 7 月に自然再生推進法に基づく「檜原湿原地区自然再生協議会」を設立。

(特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿原環境を良好な状態へと再生することを検討。)

平成 17 年 1 月には「檜原湿原地区自然再生全体構想」が作成された。

全体構想を踏まえ、平成 17 年 3 月には佐賀県を実施者とする「檜原湿原地区自然再生事業実施計画」が作成された。

第 1 回自然再生協議会 (平成 16 年 7 月 4 日)

- ・協議会の設立
- ・これまでの調査結果についての報告
- ・全体構想 (原案) の協議

第 2 回自然再生協議会 (平成 16 年 8 月 17 日)

- ・檜原湿原地区自然再生実施計画 (案) の概要について協議

第 3 回自然再生協議会 (平成 16 年 10 月 25 日)

- ・全体構想 (最終案) の協議
- ・檜原湿原地区自然再生事業実施計画 (案) の協議

第 4 回自然再生協議会 (平成 17 年 1 月 26 日)

- ・檜原湿原地区自然再生事業実施計画 (最終案) の協議、了承
檜原湿原地区自然再生全体構想 作成 (平成 17 年 1 月)

第 5 回自然再生協議会 (平成 18 年 3 月 28 日)

- ・平成 17 年度事業の実施状況についての報告
- ・平成 18 年度事業予定について協議

第 6 回自然再生協議会 (平成 18 年 8 月 29 日)

- ・平成 18 年度事業内容の再検討

第 7 回自然再生協議会 (平成 19 年 3 月 23 日)

- ・平成 19 年度事業予定等について

かしばる 「檜原湿原地区自然再生全体構想」の概要

自然再生の対象となる区域

背振山地西部の佐賀県 東松浦郡 七山村 池原 字檜原

檜原県自然環境保全地域範囲 121ha（短期計画の対象エリアはそのうち 8ha）

自然再生の目標

湿地環境に人為的な悪影響が比較的少なく、農林業等により適切な影響を与えていたと推察される七山村道開設以前の状態（昭和 40 年前半）を概ねの再生目標として設定。

さらに、短期計画では対象エリアを 10 区分し、それぞれについての再生目標として目標植生図を作成。

自然再生協議会の構成員

専門家 5、 個人 17、 団体 11、

関係地方公共団体 6、 関係行政機関 3

合計 42(個人・団体) 平成 19 年 3 月現在

かしばる 「檜原湿原地区自然再生事業実施計画」の概要

実施者：佐賀県くらし環境本部環境課

自然再生事業の対象となる区域

全体構想における自然再生の対象となる区域と同じ

事業実施計画の内容

・再生計画

短期的には自然植生の再生のため、オオミズゴケの除去、耕起、木本類の除去、池の造成などを状況ごとに組み合わせて実施する他、適正な水深の保持、木道、ボランティアステーションの設置を行う。中・長期計画としては周辺森林の水源涵養能力の向上、村道・駐車場部分の湿地再生を図る。

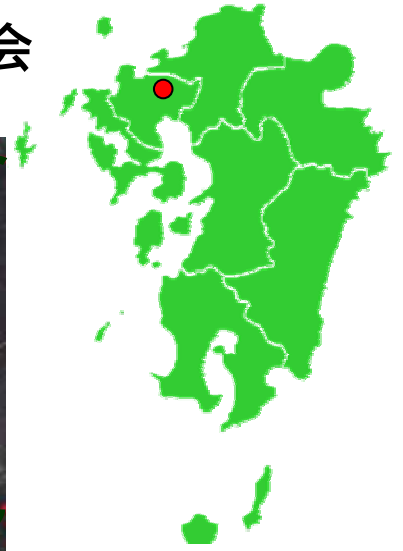
・維持管理計画

定期的な抜き取り、火入れ、除草作業、間伐等による植生の維持管理の他、木道、ボランティアステーションの維持管理を行う。また、水環境、生物相についてモニタリング調査を行い、その結果について専門家が評価し、自然再生協議会で検討することで、順応的に事業を進める。

・その他

環境教育等への活用のため、自然環境学習プログラムの整備、人材の育成、情報の共有に努める。

かしばる
檜原湿原地区自然再生協議会



自然再生の対象となる区域（全体構想より）



かつては開放水面だった
場所が低木林化



ミズゴケの堆積、ミツガシワの繁茂



ミズゴケの堆積による陸化

檜原湿原地区自然再生事業実施計画に基づき、平成17年度事業を実施



開放水面の減少、陸化が進行



開放水面の拡大
(多様な植生の回復)